

令和6年度諸謝金基準単価表

2024.10.1現在

No.	単価区分	単位	金額(円)	源泉徴収	所得税法第204条	消費税区分	備考
1	会議出席謝金(1) 上記以外の場合	回	25,200	月額表乙		不課税	協議会等(役員クラス)
			27,720	なし		課税	
2	会議出席謝金(2) 上記以外の場合	回	21,800	月額表乙		不課税	協議会等(部局長クラス)
			23,980	なし		課税	
3	会議出席謝金(3) 上記以外の場合	回	13,700	月額表乙		不課税	協力者会議等
			15,070	なし		課税	
4	特別講演謝金	回	58,100	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	著名人による記念講演的性格を有するもの
5	一般講演謝金	回	36,700	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
6	講義謝金(母国語) 上記以外の場合	時間	9,000	月額表乙		不課税	
			9,900	10.21%		課税	
7	講義謝金(外国語) 上記以外の場合	時間	18,000	月額表乙		不課税	
			19,800	10.21%		課税	
8	指導・助言・実技・実習等謝金(母国語)	時間	5,700	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
9	指導・助言・実技・実習等謝金(外国語)	時間	11,300	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
10	集計・会場整理等単純労務謝金 継続して2カ月以内の場合	時間	1,170	日額表丙 月額表乙		不課税	詳細は欄外注)4を参照のこと。
						不課税	
11	司会・報告者謝金	時間	4,600	なし		課税	
12	審査謝金(1)	回	14,000	なし		課税	討論形式による選考会・書類審査
13	審査謝金(2)	時間	4,700	なし		課税	討論形式によらない選考会・書類審査
14	原稿謝金(母国語) 思想・文献・随想・提言等	枚	2,300	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
15	原稿謝金(母国語) 一般	枚	1,700	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
16	原稿謝金(グラビア)	頁	3,900	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
17	原稿謝金(外国語) 思想・文献・随想・提言等	枚	5,400	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
18	原稿謝金(外国語) 一般	枚	3,900	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
19	原稿校閲謝金(母国語)	枚	1,100	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
20	原稿校閲謝金(外国語) 思想・文献・随想・提言等	枚	2,900	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
21	原稿校閲謝金(外国語) 一般	枚	2,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚=日本語等400字、英語等200ワード
22	対談・座談会出席謝金 印刷物、メディアに掲載する内容である場合	回	18,400	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
	上記以外の場合					課税	
23	表紙・原画等揮毫謝金 デザインの報酬部分が少額の場合	枚	15,900	なし	第204条第1項第1号に該当	課税	ポスターを含む
						課税	
24	表彰状揮毫謝金	行	160	なし		課税	
25	同時通訳謝金(英語)	日	86,600	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	午前又は午後の拘束時間が4時間以内の場合は
26	同時通訳謝金(英語以外の外国語)	日	86,600	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1/2料金。正午をはさむ場合は1日料金。
27	逐次通訳謝金(英語)	時間	10,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
28	逐次通訳謝金(英語以外の外国語)	時間	10,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
29	翻訳謝金(和文英訳) 思想・文献・随想・提言等	枚	7,800	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	和文→英文(1枚=200ワード)
30	翻訳謝金(和文英訳) 一般	枚	5,500	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	和文→英文(1枚=200ワード)
31	翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	英文→和文(1枚=400字)
32	翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	英文以外→和文(1枚=400字)
33	翻訳謝金(外国語間)	枚	6,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	外国文→外国文(1枚=200ワード)

注) 1. No. 29~33の翻訳謝金に関しては仕上り1枚についての単価である。

2. 本表は、令和6年度10月1日から執行する諸謝金の標準的な単価を示したものであり、すべての事項において適用されるものではない。

3. 非居住者が日本国内で行う役務に対して謝金を支払う場合は、所得税法第212条第1項、第213条第1項により、すべての単価区分に関して、源泉徴収すべき所得税の税率は20.42%となる。

4. No. 10の集計・会場整理等単純労務謝金の単価は東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第54条の規定を適用し、下限を東京都における最低賃金額(10円未満の端数があったときは、これを切り上げた額)とし、上限は2,110円とする。

(参考) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条に基づき定められる東京都における最低賃金額(令和6年10月1日現在)は1,163円である。